

弘前市立第三中学校 PTA Web サイト運営規定

令和7年5月20日 企画運営委員会作成

第1章 目的

この規程は、弘前市立第三中学校PTA（以下「本校PTA」という）の公式 Web サイト運営に関して必要な事項を定める。本校PTAは Web サイトの公開に際し、弘前市立第三中学校PTA Web サイト(以下、「本校 Web サイト」という)運営規定（以下「本規定」という）に基づいてこれを運営するものとする。

第2章 Web サイトの公開目的

1. 本校PTA会員に対してPTA活動を紹介し、理解を求め、積極的な活動への参加を啓発する。
2. 地域に対して本校PTA活動を広報し、活動内容を知っていただくことで、つながりを深め地域と一体となり生徒たちへの支援や安全確保に役立てる。
3. Web サイトを通じて、本校PTA会員に有益な情報を提供し PTA の親睦に繋げる。
4. その他、本校PTA活動に必要なことに役立てる。

第3章 Web サイトの管理・運営

1. Web サイトの管理・運営は、本校PTA企画運営委員会が行い、管理責任者は、PTA会長とする。
2. 管理責任者は、職務を補助するため、Web サイト管理担当を置くことができる。
3. Web サイトのデザイン提案および基本部分の作成・更新作業、サーバーの管理については、本校PTA役員が、必要に応じて企画運営委員会により協議しながら行う。
4. 本校PTA各学級委員、および教職員は、Web サイトの内容の充実に協力するものとする。
5. 発信を希望する者（役員、各学級委員会、教職員）は投稿をワードプレス上で下書きし、その旨を役員に随時報告する。
6. 報告された下書きの内容は、学校長及び本校PTA会長が承認し公開する。内容が不適切な場合については、発信希望者に対して修正の要請を行い、再度承認する。
7. 公開した内容について、本校PTA会員は掲載の取り消しを申し出ることができる。

第4章 安全性の確保

1. 本校PTA役員は安全性確保のための可能なかぎりの方策を講じることとする。
2. Web サイトの全ての編集が可能な権限は学校、本校PTA会長、ホームページ管理担当者のみとする。
3. Web サイトでの投稿は企画運営委員であるホームページ管理担当者のみとし、管理権限のあるID、及びパスワードを設定する。

第5章 掲載の基準

1. 個人情報が含まれるもの、悪用される可能性があるものは掲載しない。
2. 以下に該当するものは掲載不可とする。
 - (1) 生徒及び本校PTA会員個人が特定できるような写真や記述が含まれているもの。(本人もしくは生徒についてはその保護者の了解が得られていれば掲載してもよい)
 - (2) 個人あるいは団体を誹謗中傷する内容が含まれているもの。
 - (3) 本校PTAの趣旨にそぐわないもの。
 - (4) 明らかに事実と反する等、掲載が不適切と判断されるもの。
 - (5) 公序良俗に反するもの。

第6章 Web サイトへのリンク等

1. 事前の許可無く当サイトへのリンクを作成することを禁止する。本 Web サイトへのリンクは、本規程に定める目的のために制作した Web サイト上に張ることができる。
2. リンクを張る可否は、企画運営委員会での審議を経て行う。
3. 本校 Web サイトのリンク先においても、本校 Web サイトの内容を無断転載等することはできない。
4. 本校 Web サイトのリンクが認められた後も、本校PTAが不適切と判断するリンクについては、削除を要請する場合がある。

第7章 権利の帰属

本校 Web サイトのコンテンツに関する権利（知的財産権）は本校PTAに帰属する。

第8章 本規程の改訂

本校PTA活動における Web サイト利用の進展に伴い、本規定の改訂が必要になったときには、役員にて検討した後、企画運営委員会にて承認を受けて改訂する。